

# 専攻建築士紹介



吉岡令子建築設計室  
**吉岡 令子**  
 〔設計専攻〕  
 〔まちづくり専攻〕

## 意識向上の動機付けとして

建築士資格を取得する以前より建築士会に入会してはいましたが、建築士資格を取得した当時は、日常の業務に追われ、自分が建築士である意味に希薄感さえ感じていました。業務上必要な資格であるとの程度で、建築士を裏付ける心得がなかったのかもしれませんが。しかし、今に至り責任を持った立場で経験と実績を積み重ねるほど、建築士の肩書きを名刺に表記し、建築士であるから信用されていることの重みを強く感じるようになりました。また、昨年末より浮上した建築士を取り巻く問題は、「建築士」である意味を自分自身の問題として省みる機会となり、「建築士」の職能によって生み出された建築が社会に与える影響や「建築士」としての信条を問われているようでした。

どんな小さな建築相談でも、相談者にとって目の前にいる建築士は今までの人生で唯一出会った建築士である場合が多く、その知識や職能の信頼を前提に相互の関係は始まり、相談者からは専門知識に対して「ありがとうございました」と感謝の言葉をいただきます。その感謝の言葉を流れる記号とせず、的確に職能を提供し要望に応えることができたか、自分の建築士としての立ち位置に偽りはないだろうかと、常に自分に問いかけることの重要性を今改めて感じています。建築士としての職能を継続して維持するための情報や知識は、日々更新される膨大な情報量です。その量的情報からの確かな情報の峻別能力が問われています。そして建築はPC内だけでなく、表情を持った人とのコミュニケーションによって生まれるものです。

私にとって専攻建築士に登録したことは、建築士としての意識向上の動機付けにもなりました。業務内容だけではなく、CPDという形で知識の蓄積や活動内容の結果を表示することは、定期的な実績の自己評価をすることと捉えています。そして、自己確認も真摯に活動している建築士の仲間とのコミュニケーションによってできるものと思います。

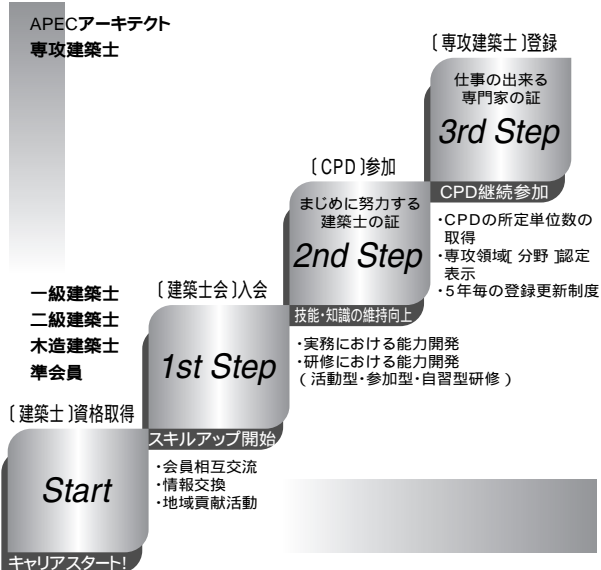
## 専攻建築士制度申請案内（開始3年目2次）

申請要件の緩和を適用した条件でのラストチャンス

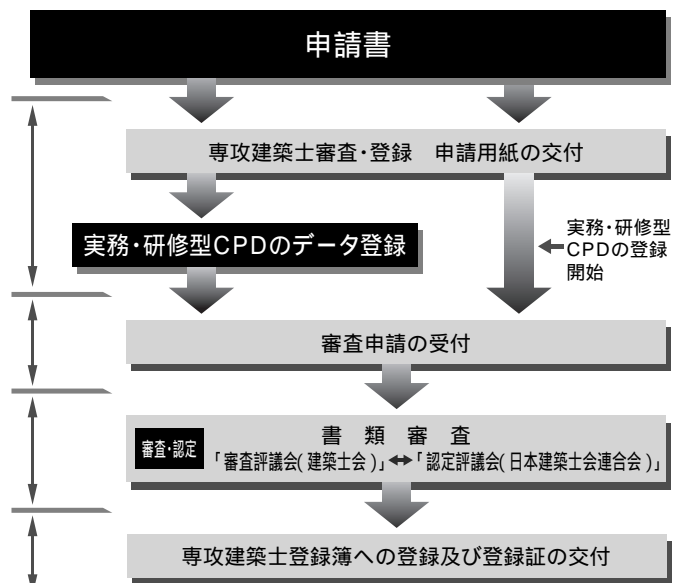
本会では、昨年11月に緩和措置最終年の受付を終了しましたが、その後も多数のご要望を頂きましたので、急遽追加受付を下記の要領で実施致します。この機会に是非ご登録下さい。

- 申請期間 平成18年7月5日(水)～7月31日(月)まで  
 実施要領 申請・緩和要件等申請3年目の実施要項と同一とします。  
 ・15年を超える実務経歴の方は、CPD単位不要です。  
 ・15年以下の実務経歴の方は、CPD単位100単位に緩和されます。  
 （平成18年11月の申請からは、全ての申請者が150単位必要です）

消費者保護が問われる今、まじめに努力している建築士を  
 建築士会が応援します！



本会のCPD制度は、正・準会員(建築士未取得者)会員を対象としています。詳細は建築士会HPをご覧ください。(http://www.tokyokenchikushikai.or.jp)



## 申請から登録証交付まで